

○学校敷地内及び正門付近等における交通安全の徹底について

平成24.7.6 平24教安体第352号 学校安全・体育課長から
各公立高等学校長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長
各県立特別支援学校長 各市町教育委員会教育長あて 通知

昨日、福島県郡山市において、登校中の小学2年生の男児が、学校正門付近で、保護者の運転する自動車にひかれ死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。また、本日、県内におきましても、生徒が学校正門付近で、教員の運転する自動車と接触し、けがをする事故が発生しました。

つきましては、下記事項に御留意のうえ、学校内における交通安全について貴管内の学校への御指導をお願いします。

なお、学校敷地内及び正門付近等を自動車が通行する際、児童生徒に危険がおよぶ可能性のある箇所につきまして、別紙調査票に基づき調査をすることとしましたので、貴管内の学校の結果をとりまとめのうえ、7月20日（金）までにメールにて御提出をお願いします。

記

- 1 教職員に対して、自動車を運転して学校敷地内に進入する際には、周囲の安全確認を確実にを行い、最徐行となるよう指導を徹底すること。特に、児童生徒が集団で通行する正門付近等においては、最大限の注意を払うこと。
- 2 保護者等に対しては、同様の内容を周知し、学校敷地内における交通安全に十分配慮してもらうこと。
- 3 児童生徒に対しては、学校正門付近は交通事故の危険性が高いことを注意喚起するとともに、広がって通行したり、立ち止まったりしないように指導すること。